

労働者や事業主の皆さまへ

労働ほっとラインのご利用を！

県では、各種労働問題に電話でお応えする労働ほっとラインを開設しています。

賃金、労働時間、退職、解雇、パワハラなど、労働問題に関するご相談に、専門の社会保険労務士がお応えします。



労働ほっとラインの概要

* 秘密厳守、匿名OK（統計調査にご協力ください）

- ◇ 電話番号 083-933-3232
- ◇ 相談員 社会保険労務士
- ◇ 相談料 無料（通信料は相談される方のご負担となります。）
- ◇ 相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除く）
- ◇ 相談時間 9：00～18：00

※ご相談は、メールでも受け付けています。

メールアドレス：roudou@pref.yamaguchi.lg.jp

（注）ご利用のメールの設定により、回答メールが届かない事例が発生しています。
上記アドレスからのメールを受け取れるように設定してください。

その他の相談先

平日夜間・土日は「労働条件相談ほっとライン」をご利用ください。

電話番号 0120-811-610

月～金（祝日を含む）：17：00～22：00 土・日：9：00～21：00
（年末年始は除く）

詳しくは厚生労働省ホームページまで <http://www.mhlw.go.jp>

労働関係法令違反（賃金不払い、サービス残業等）が疑われる事業所に関するご相談は、指導権限のある最寄りの労働基準監督署にご相談ください。詳しくはWebでご確認ください。

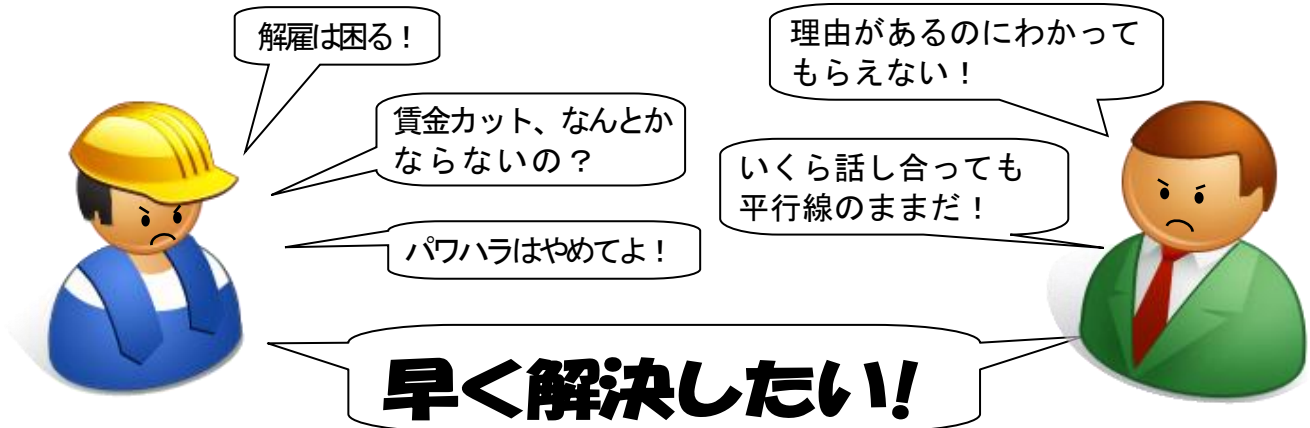
労働基準監督署 山口県

労働者と事業主との間のトラブルの解決をお手伝いする「個別労働紛争あっせん制度」も御利用ください。

（裏面あり）

（H31（2019）.4 改正）

職場のトラブルで困ったとき



労働委員会が解決を支援します

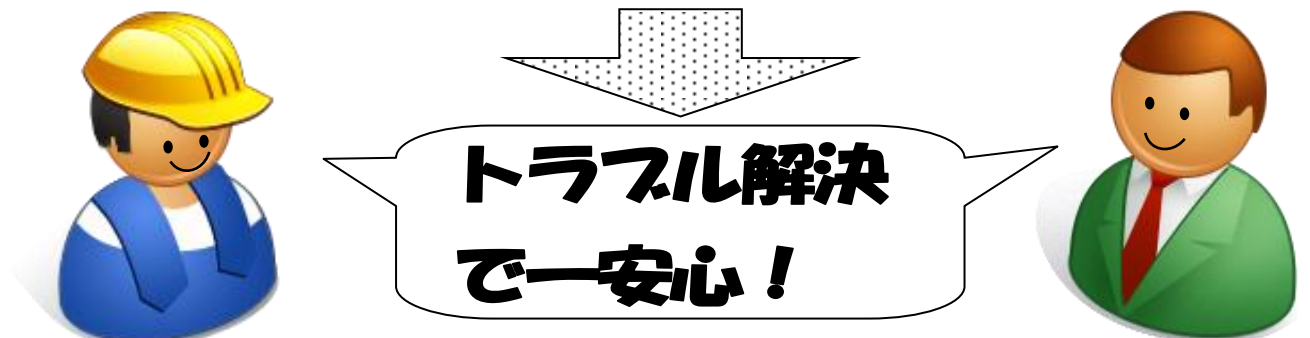
※労働委員会は、県が設置した公的機関です。

労働者個人、事業主どちらからでも申請できます。

—「あっせん制度」の利用—

- 無料 ●非公開 ●秘密厳守 ●迅速(目標1ヶ月)
- 公益委員、労働者委員、使用者委員の3人が対応します。
- 双方の事情をしっかりと聴いて、ねばり強く合意点を探ります。
- 双方から別室で話を聴くため、相手と会うことはありません。

申請書は、お近くの県民局にも提出できます。



「あっせん制度」についてのお問い合わせ又は申請は、
〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県労働委員会事務局
Tel 083-933-4444 Fax 083-928-7072

詳しくはWebで

山口県労働委員会

検索

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a34000/index/>